

令和5年3月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和5年 3月20日 開会

令和5年 3月20日 閉会

宮古地区広域行政組合

令和5年3月宮古地区広域行政組合議員全員協議会

令和5年3月20日（月曜日）

午後1時30分開議

議事日程

1 報告事項

(1) 議会運営委員会審議結果の報告について

2 説明事項

(1) 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

(2) 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

(3) 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

(4) 個人情報保護に関する条例等の制定及び改正について

(5) 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について

(6) 一般廃棄物第2最終処分場施設整備基本計画について

(7) 令和5年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練の実施について

3 その他

出席議員（13名）

1番	三田地	久志君	2番	田中	尚君
3番	畠山	和英君	4番	阿部	吉衛君
5番	伊藤	清君	6番	高橋	秀正君
7番	千葉	泰彦君	8番	畠山	拓雄君
9番	長門	孝則君	10番	豊間根	信君
11番	黒沢	一成君	12番	中村	勝明君
13番	木村	誠君			

欠席議員（0名）

説明のための出席者

事務局 長	松下 寛君
総務課 長	松橋 かおる君
施設課 長	田中 晋君
施設課 主幹	坂本 好治君
消防 長	小林 達広君
消防次長兼総務課長	中村 光宏君
消防次長兼消防課長	畠山 毅君
指令課 長	三浦 正成君
消防課 主幹	里館 郁雄君

議会事務局出席者

書	記	関口 憲史
書	記	八重樫 健太朗

◎開 会

○議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（木村 誠君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長（田中 尚君） それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

初めに、宮古地区広域行政組合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてであります。

これにつきましては、1月16日開催の議会運営委員会での発議案として提出することを決定し、同日開催の議員全員協議会において条例制定についてご説明をいたしました。本日開催した議会運営委員会において、発議案の内容及び本会議では、議会運営委員長である私が提案者となることについて決定し、先ほど会議規則第8条第2項の規定により、議会運営委員長である私より、議長へ発議案を提出いたしました。

次に、議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告で監査委員からの令和4年度定期監査及び令和4年度例月現金出納検査の結果について、その写しの配付をもって報告とするものでございます。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は7番千葉泰彦議員、8番島山拓雄議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は3月20日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3で、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを議題といたします。

日程第4の施策大綱説明は、管理者が議長の許可を得て説明をいたします。なお、一般質問はございませんでした。

日程第5で、議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

日程第6で、議案第2号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

日程第7で、議案第3号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第8で、議案第4号 宮古地区広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条

例を議題といたします。

日程第9で、議案第5号 宮古地区広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会条例を議題といたします。

日程第10で、議案第6号 宮古地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第11で、発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 議会運営委員長の報告がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

○議長（木村 誠君） 次に、説明事項の令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計予算について事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） それでは、令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計予算についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料ナンバー1の1ページをお開き願います。

令和5年度予算案の概要をご説明いたします。

1の予算規模でございますが、令和5年度は34億6,652万8,000円で、前年度に対し金額で2億4,106万円、率で7.5%の増となっております。

2の主な増減の項目ですが、①衛生費の主な増額の項目は燃料単価や燃料調整単価の上昇による燃料費や光熱水費の増で、前年度に対し、合計で9,677万3,000円の増額となっております。

②消防費の主な増額の項目は、常備消防費では給与改定や定期昇給等による人件費で、前年度に対し2,458万4,000円の増、消防施設費では消防自動車等の購入で9,000万円の増となっております。

2ページをお開き願います。

3の主な新規項目でございますが、①衛生費は新規最終処分場建設に係るもので、令和4年度から2か年事業となっております生活環境影響調査業務委託の令和5年度の事業費が791万2,000円のほか、基本設計図や概算工事費を基本設計書として取りまとめを行う基本設計書策定業務委託が2,610万円で、合計3,401万2,000円となっております。

②消防費は、令和6年度に実施を予定している工事に係る実施設計業務委託料で、宮古消防署の災害対応型非常用発電設備設置工事分が550万円、宮古消防署の照明のLED化に伴う照明器具等更新工事分が130万円、田老分署と川井分署の女性専用施設庁舎改修工事分が270万円で、合計950万円となっております。

次に、歳出予算の主な内容につきましてご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開き願います。

1款議会費241万3,000円は、議会運営に要する経費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8,717万6,000円は、職員人件費を含む一般管理事務に要する経費でございます。前年度比較で622万9,000円の増額は、今年度の退職者に係る退職手当負担金の増及び町村からの派遣職員に係る負担金の増で、人件費の増が主な理由となっております。

2款総務費全体では8,760万3,000円で、前年度比で626万円の増額となっております。

次の2目公平委員会費から3款1項1目環境衛生費までは、事務及び管理運営経費の計上となっております。

3款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費1億7,619万3,000円は、ごみの収集運搬に要する経費でございます。前年度比較で195万5,000円の増額は、燃料単価上昇に伴う町村の収集運搬委託の設計見直しによる委託料の増が主な理由となっております。

2目ごみ焼却施設費4億6,620万2,000円は、宮古清掃センターの管理運営に要する経費でございます。前年度比較で7,445万5,000円の増額は、燃料調整単価の上昇による光熱水費の増及び施設整備計画上の修繕費の増が主な理由となっております。

3目埋立処分地施設費ですが、令和5年度は通常の埋立処分地施設費と新規最終処分場建設事業費と事業を2つに分けて計上しております。初めに、埋立処分地施設費事業費1億5,172万3,000円は、最終処分場の管理運営に要する経費でございます。前年度比較で1,263万5,000円の増額は、燃料単価の上昇による燃料費の増及び最終処分場の覆土の運搬に係る重機等借上料の増が主な理由となっております。

次に、新規最終処分場建設事業費3,401万2,000円は、新規最終処分場の建設に要する経費でございます。新規項目で説明いたしました基本設計書作成業務委託料、2か年事業の生活環境影響調査業務委託料が今年度の計画となっているものでございます。

4目し尿処理施設費2億8,354万9,000円は、し尿処理施設の管理運営に要する経費でございます。前年度比較で5,224万円の増額は、燃料調整単価の上昇による光熱水費の増及び取水井戸清掃業務委託等による委託料の増が主な理由となっております。

5目汚泥混焼施設費1,072万8,000円は、汚泥混焼施設の管理運営に要する経費でございます。この施設費でも燃料調整単価等の上昇による光熱水費等の増がございましたが、修繕対象機器の減による修繕費の減によって、前年度比較で208万8,000円の減額となっております。

6目リサイクル施設費8,223万4,000円は、リサイクルセンター等の管理運営に要する経費でございます。この施設費でも燃料調整単価等の上昇による光熱水費等の増がありましたが、施設整備計画上の工事等が少なかったことから、前年度比較で160万8,000円の減額となっております。

3款衛生費全体では12億465万4,000円で、前年度比で1億578万4,000円の増となっております。

次に、4款消防費、1項消防費、1目常備消防費18億4,640万6,000円は、消防職員の人件費及び消防救急業務等に要する経費となっております。前年度比較で3,278万3,000

円の増額は、職員の給与改定や定期昇給等による給料及び職員手当などの人件費の増が主な理由となっております。

2目消防施設費2億9,160万円は、消防施設の整備に要する経費となっております。前年度比較で9,905万円の増額は、屈折梯子付消防自動車などの車両購入等の増が主な理由となっております。

なお、令和5年度予算案に計上しております消防施設費の詳細につきましては、9ページの別紙に記載しておりますので、後ほどご参照願います。

4款消防費全体では21億3,800万6,000円で、前年度比で1億3,183万3,000円の増となっております。

5款災害復旧費は整理科目となっております。

6款公債費、1項公債費、1目元金2,312万円は、ごみ処理施設及びリサイクル施設に係る長期債元金償還金の計上、2目利子73万円は、長期債償還利子及び一時借入利子を計上するものでございます。リサイクル施設の長期債は第2リサイクルセンター敷地造成分と第2リサイクルセンター及びストックヤード建設分とありますが、第2リサイクルセンター敷地造成分の償還が終了したことから、前年度比較で元金は246万1,000円の減額、利子は34万5,000円の減額となっております。

7款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算の主な内容につきましてご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金は、組合負担金33億6,823万1,000円を計上するもので、前年度比較で2億4,992万4,000円の増額となっております。

市町村負担金の概要をご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

市町村負担金の概要ですが、総務部門、衛生部門、消防部門と3つに分けて、主な増減理由を記載しているものです。

市町村負担金は、規約に基づき負担すべき経費ごとに市町村の負担割合を計算し、その割合で負担金を算定しております。総務部門については、総務費の人件費等の歳出の増により、負担割合に応じ構成市町村全てで増額となっております。衛生部門については、ごみ焼却施設やし尿処理施設の光熱水費等の歳出の増により、負担割合に応じて構成市町村全てで増額となっております。消防部門については、常備消防費の負担割合は規約により各市町村の前年度の消防費に係る基準財政需要額から算出され、前年度と比べ宮古市が減、町村が増となっております。

消防施設費は、施設が存在する市町村が100%負担することになっており、施設整備計画に基づき計画的に施設や車両の整備をしているものです。主な増減理由等の欄に記載しているとおり、この2つの組合せによって消防部門の市町村の負担金を算定しておりますが、この組合せによって前年度と比較して増や減となっているものでございます。

4ページをお開き願います。

令和5年度項目別市町村負担金内訳表ですけれども、この中央より少し下のほうに合計欄及び負担割合の欄がございますので、こちらをご覧ください。

市町村ごとの負担金の額につきましては、宮古市が19億5,933万3,000円で、負担金合

計額に占める割合は58.17%となっております。山田町さんは5億9,319万3,000円で、負担割合は17.61%となっております。岩泉町さんは5億8,967万6,000円で、負担割合は17.51%となっております。田野畑村さんは2億2,602万9,000円で、負担割合は6.71%となっております。

次に、5ページ、6ページにお戻り願います。

2款使用料及び手数料は、行政財産使用料の総務使用料のほか、ごみ及びし尿処理手数料の衛生手数料、危険物取扱許可手数料の消防手数料4,184万5,000円を計上するもので、前年度比較で11万5,000円の減額となっております。減額の主な理由は、1目衛生手数料のごみ及びし尿の搬入見込量の減による手数料収入の減によるものとなっております。

3款国庫支出金は1,189万2,000円を計上するもので、前年度比較で1,027万3,000円の減額となっており、これは国庫補助対象の新規最終処分場に係る事業費が前年度に比べ減少したことによる1目衛生費国庫補助金の減によるものとなっております。

4款県支出金は、消防費県負担金798万8,000円を計上するもので、前年度比較で35万4,000円の増額は、岩手県消防学校へ派遣いたします職員の人件費の増によるものでございます。

5款財産収入は、前年度と同額の36万1,000円を計上するもので、1目財産貸付収入36万円は、宮古地区交通安全協会に対する土地貸付料となっております。

6款繰越金は整理科目となっております。

7款諸収入は、組合預金利子及び雑入3,621万円を計上するもので、前年度比較で117万円の増額となっております。増額の主な理由は、2目雑入の資源物売払い単価の上昇による売払い収入見込額の増によるものとなっております。

それでは、最後に12ページをお開き願います。

債務負担行為の計上についてご説明いたします。

1、債務負担行為を求める理由ですが、し尿処理施設運転管理業務委託につきまして、宮古地区広域行政組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例により、長期契約が認められておりますことから、3年間の契約を行っているものでございます。現在の契約は令和5年度末までの期間となっていることから、令和6年度から新たに3年間の運転管理業務委託を実施することになります。令和5年度中に委託業者の選定等に十分な期間を確保するため、債務負担行為を計上しようとするものでございます。

2、支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書ですが、し尿処理施設運転管理業務委託料につきまして限度額を4,002万5,000円、当該年度以降の支出予定額を令和6年度に4,002万5,000円、財源を全額一般財源とするものとなっております。

以上が令和5年度当初予算の概要説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

長門議員。

○9番（長門孝則君） 二、三お聞きしたいと思いますが、あまり時間がないと思っていますので、できるだけ端的にお聞きしたいと思います。

1つは、人件費が増になっています。事前に配付された予算に関する説明資料をご覧くださいと思います。4ページ、5ページ、予算の状況の一覧表がありますけれども、これによれば人件費が前年対比で3,062万6,000円増になっています。それで職員数も変わらないし、どうして3,000万円も増えているのかと、そういうことでちょっと調べたら、何かいろいろ理由はあるようです。給与改定とか定期異動だとか。主なのは退職手当負担金、これが主な理由かなと。そういうふうに見たのですけれども、資料を見ると退職手当負担金の額が色々なのですよ。この予算書でいけば退職手当負担金が2,800万円ほど増になっていますし、それから今日渡された資料だと800万くらいか。

私が言いたいのは、その退職手当負担金、これ私は減っていると思っているのですよ。それで何で増なのかと。色々資料を見たのですが、ちょっと分からないので、その辺を説明いただきたいと思います。

○議長（木村 誠君） 松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） 退職負担金ですけれども、通常の負担金は本俸によって変わってきます。負担率が令和4年度よりも令和5年度のほうが今回高くなっておりまして、その分で少し増になっております。それと、今年度末で退職される方の分について特別負担金ということで掛金がございまして、この分が多くなっておりまして。この分で500万円くらい増額になっております。

○議長（木村 誠君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） すみません、補足いたします。

先ほど長門議員もおっしゃいました説明資料の3ページのところを見ていただければ分かるのですが、人件費が全体で3,062万6,000円増えています。これは先ほど総務課長がお話ししたとおり退職者に係る特別負担金ということで、事務局の総務費のところでは540万円、あとは消防で対前年度比較1,438万円増えています。この特別負担金につきましては退職者の人数によって増減するものでありますので、今回、対前年度比較で3,000万円増えた内訳のうち約2,000万円増えた分、これが退職手当の特別負担金ということになります。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） 資料を見たら、負担金率の増によって人件費が増えているというふうにごどこかに書いてあったのですよ。それで、負担率は多分下がっていると思うのですよ。失礼ですが、もし分かったら今何%ぐらいになっているのか。

○議長（木村 誠君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 退職手当組合の負担金の率は、令和4年度は1000分の90で、令和5年度は1,000分の100になっていますので、1,000分の10増えています。

○9番（長門孝則君） 率。

○事務局長（松下 寛君） 率は4年度は1,000分の90です。5年度が1,000分の100になりますので、負担金の率については1,000分の10ですか、増加しているという状況でございまして。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） 細かいことは、あまりここで議論するのはあれですけども、ただ、人件費が3,000万円ほど増になっているので私は随分多いなど、そういう疑問を持ったものですから、特に問題がなければそれでよろしいです。

それから、物件費がやはり前年比で6,700万円ほど、この説明資料を見ると増えているんです。今の説明で電気料の高騰分かなと、そういうふうには理解しましたので、それはよろしいですが、あと1つ、公債費についてちょっとお聞きします。先ほど聞き漏らしたかも分かんないですが、公債費は起債ですけども、今現在どのぐらい未償還分があるのかなと。ちょっとそれをお聞きします。

○議長（木村 誠君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 予算書の一般会計予算、付表28ページのところに、この付表の下欄、ここで当該年度末現在高見込みというところで衛生債が2,585万5,000円、これが当該年度末の現在高の見込みになります。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） 予算書の何ページ。

○議長（木村 誠君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 予算書の最後の28ページです。28ページの下段のところが当該年度末の現在高見込みでございます。

○9番（長門孝則君） すみません、分かりました。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） そうすれば、令和6年度ぐらいで全部償還できるということになりますかね。

○議長（木村 誠君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） これ残っているのが、崎山の清掃工場を解体した部分とかありまして、まだ解体してから13年ぐらいしかたっていないので、まだまだもう少し償還の期間はあろうかと思えます。ただ、いつにゼロになるかというのは、ちょっと手元の資料を持ち合わせておりませんので大変申し訳ありませんが。

すみません、令和8年で全て償還予定ということでございます。残っているのがリサイクル施設と、あとはストックヤードです。それがありますので、これ残っていますが、令和8年度で元金償還が終わるという予定であります。

○議長（木村 誠君） 長門議員。

○9番（長門孝則君） そうすれば令和8年度で全部償還が終わると。分かりました。

それから、もう一つ、利子ですけども、起債の利子があります。それは分かりますが、そのほかに一時借入の利子分が16万いくらか載ってましたので、これは今までどうだったのですか。一借やったことがないのでないかなと思うのですが。確認の意味でちょっとお聞きしますけれども、この10年以内に一借があったかどうか、その辺をちょっとお願いします。

○議長（木村 誠君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 私も、ちょっと定かではないのですが、私の記憶にある限り

は一借はしばらくやっていないとっております。

○9番（長門孝則君） 終わります。

○議長（木村 誠君） 田中議員。

○2番（田中 尚君） 私は、予算に関する説明資料の中の12ページ、4款消防費、1項2目消防施設費2億9,160万円提案されております。この中の1番上、災害対応型非常用発電設備設置工事実施設計550万円ということで実施設計費等が計上されておりますが、そこで伺いたい部分は、この災害対応型非常用発電設備、具体的にはどういうふうな中身の発電設備を想定しているのかという点で、まず伺います。

○議長（木村 誠君） 中村総務課長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） ただいまの質問にお答えいたします。

日本海溝沿いの地震・津波の関係で、消防庁舎付近につきまして2メートルから5メートルの浸水が予想されるということにつきまして、現在、非常用発電機が車庫にございます。そうすれば津波で浸水被災しますので、それを庁舎の屋上2階のほうに上げるという旨でございます。さらにはソーラーシステムと併せてハイブリッド型の設置を計画しております。

以上でございます。

○議長（木村 誠君） 田中議員。

○2番（田中 尚君） そうしますと、ここで言わば工事の調査委託ということでありますので、結構大きな委託費だと思って受け止めておまして、今説明がございました事業の構築に当たりますと、大体概算、どういうふうな数字を想定して550万円という委託料が出てきているのかということについて、もしご説明いただけるのでしたらお願いいたします。

○議長（木村 誠君） 中村総務課長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） 現在までの計画におきましては、実施設計分が550万円、工事におきまして1億4,900万円、監理業務につきまして370万円、合計1億5,820万円が今のところの計画でございます。

この計画につきましては、宮古市の部分の負担金でありますので、宮古市の部分が環境省の部分、こちらのほうに採択されたということで、宮古市のエネルギー推進課のほうからも声をかけていただきまして、お互いに連絡取りながら、指示を受けながら、調整しながら進めていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（木村 誠君） 田中議員。

○2番（田中 尚君） 今のお答えの中にもございましたように、宮古市は脱炭素先行地域指定を受けまして、様々な事業展開する上でもしっかりと財源が補填されているという中での事業だというふうに伺いました。問題は、その中でソーラーも考えているということですが、浸水に伴いまして屋上に上げなきゃいけない。この庁舎もそうですけれども、実はここも当初はかさ上げをしまして大丈夫だろうと。ということは、その後の県の発表した災害規模の見直しによりまして、1階まで浸水するということでしたのですが、宮古市のこの庁舎に限っていいますと、非常用発電の言わば燃料が重油だという

問題が明らかになりました。したがって発電機能のための非常用予備電源として動くためには、重油を回してタービンを回すというもので、それを言わば2階以降に移設をするということなのですが、参考までに消防庁舎の場合は、やっぱり燃料、非常用発電となっちゃうと、ソーラーであればお日さまが出てくればオーケーですし、なおかつ蓄電施設が文字どおり非常用発電に対して十分な役割が発揮できると思うのですが、万が一この中にやはり石油に依存する部分があるのかないのかということ、ちょっとこの機会に確認したい。例えばさっきのお答えですと、エネルギー課と連絡をしているということですので、私の理解ではそれはないのかなと思うのですが、確認の上で伺います。

○議長（木村 誠君） 中村総務課長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） 消防の部分でいきますと、今議員がおっしゃるような部分、ちょっと詳しくはないのですが、エネルギー推進課のほうと協議する内容におきましては、ハイブリッド型ですのでソーラーが稼いでいる間は充電をして、蓄電池も設置しますのでそこに溜める。もしかしてソーラーが活動といいますか、働かない場合には仕方がない。消防機関ですので止めるわけにはいきませんので、その場合には燃料で動かしましょうという部分で、お互いにいいとこ取りといいますか、そういう形で計画しているところでございます。

○議長（木村 誠君） 田中議員。

○2番（田中 尚君） おおむね理解をいたします。

その上で、8ページの予算に関する説明資料でありますけれども、ここには第5表、歳出、節別一般会計予算集計表という表が出てございます。私、その中で注目したのは需用費であります。5億3,087万1,000円。前年度対比で23.7%増の予算が計上されておりますけれども、ここで先ほど説明をいただいた際に燃料費の高騰ということが説明でございました。当然、この燃料費の対象は、先ほどやり取りがございました石油だろうなと思って聞いているのですが、今おっしゃるように脱石油というイメージでいったときに、宮古市はそういうことでいろいろ取り組んでおりますけれども、広域行政組合の施設、最終処分場、それから、それ以外のものも含めて、この石油から脱炭素というふうな政策的な方向というものはどうなっているのかなと、ちょっと説明を受けて思いましたので、もしその点についてお考えがございましたらば伺いたいと思います。

○議長（木村 誠君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 需用費のうち光熱水費、主に電気料です。電気料ですので、化石燃料につきましては車両の燃料でありますとか、そこら辺だけでありますので、大体増えているのが電気料ということになります。ただ、いずれ脱炭素宣言やった地域の中でやれておりますので、どういうところが対象になるかというのは、まだ現在では詳しくお話しすることはできませんが、やはり例えばいろいろ施設を改修するとか、そんなときにはそういう視点を持って進めていくというのが重要なのではないかなというように思っています。

あと、現在使っている最終処分場の埋立てが終われば、その後は太陽光発電設備を設置するというのを基本として現在検討しているというところであります。

○2番（田中 尚君） 私からは終わります。ありがとうございました。

- 議長（木村 誠君） 次、黒沢議員。
- 11番（黒沢一成君） 消防車両の屈折梯子付ですけれども、スライドするタイプとは違うのでしょうか。梯子車というとスライドしていく梯子車イメージするんですけれども、屈折というのは違うのでしょうか。
- 議長（木村 誠君） 畠山消防課長。
- 消防次長兼消防課長（畠山 毅君） 梯子車の規格につきましては2種類ございます。梯子を伸長して行って先端を屈折させるタイプと、もう一つには、ギリシャ文字のシグマという文字のように複雑に屈折をするタイプと、この2つがございます。
- 議長（木村 誠君） 黒沢議員。
- 11番（黒沢一成君） スライド式と屈折式の使い勝手の違いはどのようなところにあるのかと、宮古市では屈折式のほうを選んでいる理由をお願いします。
- 議長（木村 誠君） 畠山消防課長。
- 消防次長兼消防課長（畠山 毅君） 先ほどご説明した2種類のタイプが、いわゆる屈折型ということになりますので、どちらを選択するかというのは、今後、入札でということになります。
- 議長（木村 誠君） 黒沢議員。
- 11番（黒沢一成君） 予算書で、屈折梯子付で出ている。スライド式じゃなくて屈折梯子付の理由です。
- 議長（木村 誠君） 畠山消防課長。
- 消防次長兼消防課長（畠山 毅君） すみません、スライド式とおっしゃるのは、スライドして行って一番頂上のところで先端が屈折をするというタイプです。これも屈折式になります。直進型の梯子と屈折の違いということでしょうか。そうであれば……。
- 11番（黒沢一成君） 予算書で言っているのは、どっちかという。
- 消防次長兼消防課長（畠山 毅君） 屈折型です。
- 議長（木村 誠君） 小林消防長。
- 消防長（小林達広君） 以前、宮古にありました梯子車は、屈折じゃなくて真っすぐ伸びていくタイプだったのですが、今は屈折式ということで、比較的高いところじゃなくても融通を利かせながら動きがいいというか、そういった形になるために、今は屈折式の活用をしているところです。
- 議長（木村 誠君） 黒沢議員。
- 11番（黒沢一成君） 金額的にはどうなのでしょう。
- 議長（木村 誠君） 畠山消防課長。
- 消防次長兼消防課長（畠山 毅君） ほとんど変わりはないと思っていました。
- 議長（木村 誠君） 黒沢議員。
- 11番（黒沢一成君） 今回購入しようとするのは、更新ということでいいのでしょうか。
- 議長（木村 誠君） 畠山消防課長。
- 消防次長兼消防課長（畠山 毅君） 現在、宮古消防署には24メートル級の屈折梯子車を配置してございます。この車両と同じ規格での更新ということになります。
- 議長（木村 誠君） 黒沢議員。

- 11番（黒沢一成君）　ちなみに、そういう梯子車を使う機会というのはなかなかないと思いますが、更新する場合の梯子車というのは何度ぐらい出場して活躍したのでしょうか。
- 議長（木村　誠君）　小林消防長。
- 消防長（小林達広君）　平成20年以降の記録になりますけれども、火災出動は5件、救助の出動が1件となっております。
- 11番（黒沢一成君）　分かりました。
- 議長（木村　誠君）　よろしいでしょうか。
- 11番（黒沢一成君）　はい。
- 議長（木村　誠君）　そのほか何かございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（木村　誠君）　これについてはよろしいでしょうか。
長門議員。
- 9番（長門孝則君）　すみません、さっきの梯子車ですけれども、先端部分のところ、高さというのは何メートルぐらいになるのですか、50メートルとか30メートルとか。ちょっと参考までに。
- 議長（木村　誠君）　畠山消防課長。
- 消防次長兼消防課長（畠山　毅君）　24メートル級になります。
- 議長（木村　誠君）　豊間根議員。
- 10番（豊間根　信君）　梯子車の値段が、価格といいたいまいしょうか、屈折のほうと直に伸びるほうも先端は回転するということではありますが、通常見ると屈折するほうが複雑な機構になっているものだから、値段がそれで同じというふうな形で答弁を同僚議員にされていたようなんですけれども、そこをちょっと再確認させてください。
- 議長（木村　誠君）　畠山消防課長。
- 消防次長兼消防課長（畠山　毅君）　真っすぐ伸びるタイプの24メートル級という梯子車がございます。それで、その高さに到達する梯子車を購入しようとする、ほぼ同じ金額で整備をしなければならないということになります。24メートル級の高さに届く直進型の梯子というのはないということになりますので、それよりも高い30何メートル級というような規格になってしまいます。そうすると金額のほうが高くなってしまいうこととございます。
- 議長（木村　誠君）　豊間根議員。
- 10番（豊間根　信君）　私が聞いたのは、その24メートル級なんかの云々ではなくて、同じ24メートル級で屈折するのと垂直に伸びていく、そういうものがあって値段が同じというふうに答弁の中でお聞きしたものですから、本当にそうなのかなという再確認をさせていただいただけ。
- 議長（木村　誠君）　畠山消防課長。
- 消防次長兼消防課長（畠山　毅君）　もし値段が同じということに対しての答弁とすれば語弊があるかもしれませんが、当組合消防本部で導入しようとする梯子車については、24メートル級を想定しています。この24メートルに届く梯子車というのは、屈折であれ

ば24メートル級そのものがあります。真っすぐ伸ばすタイプであると24メートル級というのはございませんので、30メートルとか35メートル級という梯子車でなければ届かなくなります。そうなると、値段のほうとすれば24メートル級の屈折梯子車と30メートル級の真っすぐ伸ばす梯子車というのが、大体同じぐらいになってしまうというようなことでございます。

○議長（木村 誠君） 豊間根議員。

○10番（豊間根 信君） そうすると、土俵が違っていたということですね、基準がね。分かりました。通常の梯子車というのは、ある程度屈折するタイプ、そういうものも当然必要ということで、上って救助しなきゃならない人がいれば途中で折れ曲がる、また回転するみたいな形でそういう用途を想定されているのだろうと思っておりまして、基準としたところがちょっと違っているということで、同じぐらいというふうなところだということで理解いたしました。

以上で終わります。

○議長（木村 誠君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（木村 誠君） 次に、令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）について事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） それでは、令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第4号）の概要をご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料ナンバー2の1ページ、2ページの総括表をご覧ください。

このたびの補正予算の主なもの、実績見込みにより予算額を減額補正するものとなっております。

財源におきましては、歳出の補正額の財源内訳に記載してありますとおり、特定財源は国庫支出金を減額、一般財源は分担金負担金を減額し、使用料、手数料及び諸収入を増額するものとなっております。

補正額は歳入歳出それぞれ4,962万円の減額となっております。

歳出の概要からご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開き願います。

1款議会費の補正は123万6,000円を減額するもので、議員研修の中止による旅費等の減額となっております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は226万1,000円を減額するもので、会議等の中止による旅費、実績見込みによる委託料や使用料及び賃借料の減額となっております。

3款衛生費、2項清掃費の2目ごみ焼却施設費から6目リサイクル施設費までの補正は、実績見込みによりそれぞれ減額するものとなっております。

2目ごみ焼却施設費は委託料291万3,000円を、3目埋立処分地施設費は委託料及び工事請負費を合わせて2,843万9,000円を、4目し尿処理施設費は委託料366万9,000円を、

5目汚泥混焼施設費は委託料3万1,000円を、6目リサイクル施設費は報償費、委託料、負担金補助及び交付金を合わせて181万4,000円を減額するものとなっております。

4款消防費、1項消防費、1目常備消防費の補正は445万7,000円を減額するもので、実績見込みによるものとなっております。

2目消防施設費は、負担金補助金及び交付金480万円を減額するものとなっております。これは県内消防本部で共同運用するいわて消防指令センターに係る負担金で、実施設計業務委託を2か年契約で令和4年度から行っているところですが、令和4年度に委託料の支出が見込まれないことから、実施設計業務委託に係る負担金の支出分が来年度に変更になったため減額するものとなっております。

続きまして、歳入の概要をご説明いたしますので、3ページ、4ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金は5,340万4,000円を減額するものとなっております。構成市町村別の補正額は、4ページの主な増減理由等の欄に記載してありますとおり、宮古市は3,514万9,000円の減額、山田町さんは868万1,000円の減額、岩泉町さんは651万9,000円の減額、田野畑村さんは305万5,000円の減額となっております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料の1万3,000円の増額は、行政財産使用料の収入実績によるものとなっております。

2項手数料、1目衛生手数料の359万3,000の増額は、ごみ処理手数料の収入実績によるものとなっております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金は14万9,000円を減額するもので、放射性セシウム濃度分析業務の実績見込みによる廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の減額でございます。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入は32万7,000円を増額するもので、東京電力株式会社の賠償金の確定により増額するものとなっております。

資料といたしまして、7ページ、8ページに市町村負担金総括表を添付してございますが、説明については省略させていただきます。

次に、9ページをお開き願います。

繰越明許費の補正についてご説明いたします。

1、繰越明許費を追加する理由ですが、令和4年4月21日に契約を締結した浸出液処理施設シーケンサ等整備において、新型コロナウイルス感染症の影響やロシア紛争の影響により、樹脂製品及び電子部品等の供給不足が続いていることから、本修繕に係る部品の年度内納入が困難になり、年度内に整備の完了が見込めなくなったため、埋立処分地施設事業について予算を繰り越すものとなっております。

2の令和4年度繰越明細費繰越調書のとおり、3款衛生費、2項清掃費、3目埋立処分地施設費、埋立処分地施設事業、10節需用費の予算額2,852万円のうち270万円を翌年度に繰り越すものとなっております。

以上が補正予算（第4号）の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問

ございませんか。

田中議員。

○2番(田中 尚君) 補正予算のページ数でいきますと4ページから6ページ。

歳出、ここの中の3款衛生費、2項清掃費の中で、それぞれ事業費は減ということを出ておりますが、上から2番目の委託料2,687万9,000円。これは実績見込みによる減となっておりますけれども、予算対比ではどう考えたらいいか。ほぼ事業費の全額に近いものが実績として予算執行できなかったというような思いもするのですが、そのようなところをご説明いただきたいと思います。

○議長(木村 誠君) 松下事務局長。

○事務局長(松下 寛君) 埋立処分地施設費の委託料ですけれども、生活環境影響調査が予算額2,400万円に対して1,187万7,000円。それから、施設の基本計画策定が1,230万円の予算に対して880万円、地質調査が2,880万円の予算に対して2,139万5,000円に、それぞれ入札の結果、落札しておりましたので、このような2,600万円という大きな金額の減に至ったものでございます。

○議長(木村 誠君) 田中議員。

○2番(田中 尚君) 各種事業の入札結果による減、決して事業執行できなかったわけではないということですね。そこを確認いたしました。

それで、もう一つ。歳入、前のページに戻ります。

このページの4ページ、先ほど説明いただきました7款雑収入の部分であります。この説明を見ますと賠償金の確定によるという説明をいただいておりますが、全部で32万7,000円ということですが、これ、例の東京電力福島第一原子力発電の言わば故障に伴う放射能がまき散らされたことに伴う電力さんからの補償と理解するのですが、賠償金の確定という表現でございますけれども、これは広域行政組合に支払われた賠償金の総額は、これによって幾らになるのか。

○事務局長(松下 寛君) 今までのですか。

○2番(田中 尚君) うん、もしお分かりでしたら。

○議長(木村 誠君) 松下事務局長。

○事務局長(松下 寛君) すみません、それでは、まず最初に今回の確定32万7,000円、その内訳ですけれども、令和3年度に実施しました空間放射線量を測る機械があります。サーベイメーター、これの校正が6万6,220円、それから修理費が26万1,690円、合わせて32万7,910円、これが東電からの賠償金として確定した部分でございます。

大体、年間30万円とか40万円というようなところであります。これはADRという紛争を解決する機関に請求して、それが入ってくるというようなものでございます。

○2番(田中 尚君) 分かりました。終わります。

○議長(木村 誠君) そのほかございませんでしょうか。これについてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（木村 誠君） 次に、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。座って説明させていただきます。資料ナンバー3の1ページをお開き願います。

1の改正の要旨でございますが、岩手県の給与改定の内容に準じて、一般職の職員の通勤手当の額の改定をしようとするものでございます。

2の改正の内容でございますが、第21条の通勤手当について、自動車等を使用し通勤する職員に係る通勤手当額の上限を現行の4万9,300円から5万1,500円に増額改定するものでございます。

3の附則でございますが、施行期日を令和5年4月1日からとするものでございます。以上が条例の一部改正の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎個人情報の保護に関する条例等の制定及び改正について

○議長（木村 誠君） 次に、個人情報の保護に関する条例等の制定及び改正について事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） では、個人情報の保護に関する条例等の制定及び改正についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料ナンバー4の1ページをお開き願います。

個人情報保護につきましては、これまで各地方公共団体がそれぞれの条例により運用してきたもので、当組合でも条例により運用してきたところですが、令和5年4月1からは改正後の個人情報保護法の適用を受けるというものでございます。構成市町村でも既に条例の改正等の議決をされていると思われまますので、簡単に説明させていただきます。

1、個人情報保護制度の見直しの全体像及び、2、個人情報保護制度の見直しの背景等ですが、こちらは法律の見直し、国が示している背景、課題等を記載しているところですので、説明は省略させていただきます。

次に、2ページをお開き願います。

例規整備についてですが、これまで個人情報保護条例により運用されてきたものが、矢印右側のように個人情報の保護に関する法律をメインとして運用されることとなります。

次に、下のほうに点線で囲った部分ですけれども、個人情報保護法には自治体に委任している事項がありますので、宮古地区広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定いたします。これに伴い現行の個人情報保護条例は廃止といたします。現行の個人情報保護条例の廃止により、現に設置している個人情報保護審査会の根拠が失効いたしますので、新たに審査会条例を制定するものでございます。

この制定に際して、類似の機能を持つ情報公開審査会と統合し、宮古地区広域行政組合情報公開個人情報保護審査会条例として制定しようとするものでございます。

もう一つが、宮古地区広域行政組合情報公開条例の一部改正ですが、個人情報保護制度との整合を図るため、不開示情報の追加や開示決定の期限など見直しをしようとするものでございます。開示請求等の手続につきましても自治体への委任事項となっておりますので、これは規則により制定してまいります。

3 ページをご覧ください。

4 の宮古地区広域行政組合個人情報保護に関する法律施行条例の概要です。

(1) 制定の趣旨は、個人情報の保護に関する法律の実施に関し、必要な事項を定めるものでございます。

(2) 条文の主な構成です。第3条は、個人情報ファイル取扱い事務台帳の整備について定めるものでございます。個人情報保護法では1,000人以上の個人情報を取り扱う事務につき登録対象としているところでございますが、組合といたしましては1,000人未満であっても個人情報取扱事務を明らかにするため台帳として整備をしようとするものでございます。

第4条は、開示決定等の期限を定めるものでございます。個人情報保護法では開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行わなければならないと規定しておりますが、組合といたしましては現行の個人情報保護条例のとおり、15日以内に開示決定等を行おうとするものでございます。

第6条は、費用負担を定めるもので、現行個人情報保護条例のとおり手数料は徴収しないこととし、文書等の写しに係る実費負担のみを徴収しようとするものでございます。

第7条は、行政機関等匿名加工情報の手数料を定めるものでございます。民間機関や学術機関への利用を想定しているため、相応の事務量が見込まれることから、手数料を徴収しようとするものでございます。

なお、手数料の額は政令に定める額と同額とするものでございます。

第8条は、法第66条第1項の規定により、個人情報保護安全措置の基準を定めようとする場合など、特に必要な場合につき審査会の意見を伺おうとしているものでございます。

附則第2項は、現行の個人情報保護条例を廃止する旨を定めるもので、附則第3項から第10項までは当該条例の廃止に伴う経過措置を定めるものでございます。

次に、4 ページをお開き願います。

5、宮古地区広域行政組合情報公開個人情報保護審査会条例の概要です。

(1) 制定の趣旨は、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合しようとするものでございます。

(2) 条文の主な構成です。第2条は審査会の所掌事項を定めるもので、開示決定等に係る審査請求について調査審議することなど定めております。

第3条から第6条までは審査会の委員の数、任期、守秘義務、会議の運営等を定めるものでございます。現行の条例と同様に委員の数は5人、任期は2年と定めようとするものでございます。

第7条から第9条までは、調査審議の手續、調査権限等を定め、第10条は調査審議の手續を非公開とし、第13条は委員が守秘義務違反した場合の罰則を定めるものでございます。

6、宮古地区広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の概要です。

(1) 制定の趣旨は、個人情報保護制度の見直しに伴い、当該制度との統合を図るため必要な改正をしようとするものでございます。

(2) 条文の主な構成です。

第5条は、不開示情報を追加するもので、行政機関等匿名加工情報は個人情報保護法において有料で提供できる仕組みとして整備されたものでありますことから、情報公開制度により提供されることがないよう対象外とするものでございます。

第9条は開示決定等の期限に定めるものです。

附則第2項は経過措置を定めるものです。

以上の個人情報保護に関する条例等の制定及び改正の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について

○議長（木村 誠君） 次に、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分について事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関する専決処分についてご説明いたします。

資料ナンバー5の1ページをご覧ください。

1の協議内容についてでございますが、岩手県沿岸知的障害児施設組合の令和5年3月31日の開催による脱退、令和5年4月1日に盛岡広域環境組合の加入に伴い、岩手県市町村事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更について協議があったものです。岩手県市町村総合事務組合同規約第2条の組

合を組織する地方公共団体の変更及び組合の組織の協働を処理する事務のうち、宮古地区広域行政組合にかかわらない事務の変更に関することについては、地方自治法第180条第1項に基づく管理者の専決処分事項に指定されておりますことから、令和5年2月7日に管理者の専決処分を行いましたので、本議会に報告しようとするものでございます。

2ページに岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約を、3ページには新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ここで私からの提案ですけれども、3時の議会が迫っております。残り、説明事項の（6）、（7）、これは本会議の終了後に行いたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

それでは、まず説明員のほう、退席のほうお願いたします。

次に、宮古地区広域行政組合同議会の個人情報の保護に関する条例について、議会運営委員会の説明を求めます。

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長（田中 尚君） それでは、宮古地区広域行政組合同議会の個人情報の保護に関する条例についてご説明いたします。

本条例の制定につきましては、令和5年1月16日に開催の議員全員協議会において条例制定の内容について説明するとともに、条例案についてお示しし、令和5年3月定例会に発議案を提出することについて決定いたしました。このたび、令和5年2月22日付で盛岡地方検察庁との罰則の協議が終了したことから、別紙条例案を本定例会に発議案として上程するものでございます。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

以上で報告といたします。

○議長（木村 誠君） ただいま田中議会運営委員長より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） ただいま説明のありました議会の個人情報の保護に関する条例については、本会議に議員発議案として提案したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 異議なしと認めます。

よって、本会議で議員発議案として提案いたします。また、本会議では質疑、討論を

省略し採決することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) 異議なしと認めます。

よって、本会議では質疑、討論を省略し採決することといたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 2時44分休憩

午後 4時05分再開

○議長(木村 誠君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般廃棄物第2最終処分場施設整備基本計画について

○議長(木村 誠君) 次に、一般廃棄物第2最終処分場施設整備基本計画について事務局の説明を求めます。

田中施設課長。

○施設課長(田中 晋君) 座って説明させていただきます。

資料のほうは、製本されている緑色の冊子と白い冊子があります。説明は白い冊子概要版で行いますので、ご準備をお願いします。

初めに、新設の最終処分場の名称ですが、既存の一般廃棄物最終処分場との併用期間があり、設置及び維持管理上、2つの施設を区分する必要があることから、表題のとおり名称を一般廃棄物第2最終処分場とするものでございます。

それでは、計画の概要について説明いたします。

初めに、資料の13ページをお開きください。

施設整備事業費及び事業スケジュールでございます。

新設最終処分場の埋立地土木施設工事及び浸出水処理施設工事を併せた全体事業費は、現計画において税込み約23億4,000万円としておりますが、物価動向等を考慮し、来年度実施する施設整備基本設計業務の中で事業費の精査を行うものとします。

事業スケジュールといたしましては、スケジュール表の下から5行目、一般廃棄物処理施設設置届を令和7年度に県に提出し、内容の確認通知を受けた後に事業者選定、建設工事を進め、令和10年度中の供用開始を予定しております。

1枚戻っていただきまして、資料の12ページをお開きください。

事業の発注方式でございます。

中段の最終処分場建設工事の発注方法につきましては、最終処分場の発注方式の分類として、発注者が実施設計を行う図面発注と、発注者が作成する仕様書により発注し、工事請負者が設計及び施工を行う性能発注があります。表の発注概要のとおり、最終処分場建設工事における発注方式は、埋立地土木施設工事は図面発注、浸出水処理施設工事は性能発注とする事例が多く、組合としても当該発注方式を採用するものでございます。

それでは、最初に戻っていただきまして、資料の1ページをお開きください。

施設整備の概要でございます。

新設の最終処分場は、最新の技術状況や安定処理、環境負荷の低減等を踏まえ、3つの基本コンセプトを定め整備を進めてまいります。施設計画及び建設予定地は図表のとおりで、現在の処分場の隣の沢に埋立面積1万150平米、埋立容量4万9,000立方メートルの最終処分場の新設を計画しております。施設規模は15年分の埋立規模で浸出水処理施設の処理能力は、1日当たり最大で40トンの施設を計画しております。

なお、埋立対象は現状と同じ不燃ごみ及び焼却残渣となります。

資料の3ページ、4ページをお開きください。

施設の配置計画でございます。3ページが平面図、4ページが縦断図となります。

向かって右側が沢の上流側、左側が下流側となります。埋立地は平面図の紫色の部分で区画を2つに分け、埋立地内の底部及び法面部に二重の遮水シートを敷設し、浸出水の地下水などへの流出を防止します。また、漏水検知システムを設置し遮水シートの健全性を確保します。

埋立地の周辺には日常管理や保守点検などのための管理道路を敷設いたします。埋立地と浸出水処理施設の間に埋め立てられた廃棄物を安全に貯留するための貯留構造物を設置します。

参考として、下の縦断図の右下のほうに貯留構造物の参考の写真のほうを掲載しております。土堰堤でできた構造物を設置いたします。雨水が浸透し、ごみに触れ汚水となった浸出水を処理するための施設、浸出水処理施設は貯留構造物の下流側に設置します。平面図の中段の黄色の箇所に設置する計画となります。浸出水処理施設のさらに下流側に防災調整池を設置します。

参考として、縦断図に防災調整池の写真を掲載しております。下の真ん中の写真になります。施設内周辺に降った雨が直接下流に流れないように一旦貯留する施設となります。このほかに構造指針や基準省令に基づく地下水集排水設備、浸出水集排水設備、雨水集排水設備及びガス抜き管を設置する計画としております。

6ページ以降に、構造例を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上が一般廃棄物第2最終処分場施設整備基本計画の概要でございます。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

○議長（木村 誠君） 田中議員。

○2番（田中 尚君） 座ったままで失礼させていただいて発言させていただきます。

1ページ目の埋立容量、それから埋立地面積です。それぞれ数値が示されております。既存施設からの比較ができるように書かれておりますけれども、これから見ると図面で見ただけではそんなに変わらないような面積自体はなんです、相当数字が低くなっておりますが、この捉え方、考え方の根拠は以前に説明されておりますか、以前の議会に計画策定の際に。その根拠をまず、そこを伺います。

○議長（木村 誠君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、設置の場所については隣ということで説明をしています。容量についてはインフラ施設の基本構想の中で、その際は5万4,000立方メートル

で説明していましたが、2、3年経過して、実績等を踏まえて推計した結果、4万9,000立方メートルになったということになります。

また、この写真で赤く囲っている部分と緑で囲っている部分、これがそれぞれ処分場の敷地になるのですが、既存については、この緑に沿って処分場が大体造られています。新設の施設については、この写真の上側、赤枠の中に道路があって、その下側に造成したような部分、この辺が埋立地になります。よって面積的にはかなり違いますし、また、深さ的にも既存の施設はかなり深いところまで埋立てが入っていますので、容量的にもそれぐらいの差が出ている状況でございます。

○議長（木村 誠君） 田中議員。

○2番（田中 尚君） 簡単に言いますと、人口減少が宮古市の場合ですと当初見込んだよりも非常に加速しているという状況があるものですから、そういった背景をしっかりと、言わば基本計画を策定するに当たって読み込まれているというふうに理解をしたくて質問いたしました。ありがとうございました。

○議長（木村 誠君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎令和5年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練の実施について

○議長（木村 誠君） 次、令和5年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練の実施について事務局の説明を求めます。

里館消防課主幹。

○消防課主幹（里館郁雄君） それでは、資料7、令和5年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練の実施についてご説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

それでは、表紙をご覧ください。

表紙の中央に掲げておりますのが、令和5年度北海道東北ブロック合同訓練のロゴマーク及びスローガンとなります。詳細につきましては資料の最終ページに記載しておりますので、後ほどご参照願います。

それでは、1ページをご覧ください。

緊急消防援助隊とは、阪神・淡路大震災を教訓に創設された部隊で、大規模災害や特殊災害が発生し、被災した都道府県内の消防力では対処できない場合、消防庁長官からの出動の指示または求めに応じて応援のため出動する消防の部隊となります。令和4年4月1日現在、全国で6,606隊が登録されており、当消防本部では9隊が登録されております。

東日本大震災の際は多くの緊急消防援助隊が各地で活動しましたが、宮古地区には主に秋田県の緊急消防援助隊が派遣され活動いたしました。また、平成28年台風10号災害の際は、岩泉町に宮城県及び青森県の緊急消防援助隊が入り活動しております。

次に、ブロック合同訓練の概要についてご説明いたします。

緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練は、全国を6ブロックに分けて実施しております。北海道東北ブロックは、北海道、東北6県及び新潟県の8道県で構成され、毎年、輪番により合同訓練を実施しております。今年度は青森市で開催されました。

次に、令和5年度ブロック合同訓練の開催日時は、令和5年11月18日土曜日8時30分から翌日の19日日曜日13時までの予定となっております。場所は宮古市を主会場に宮古地区及び久慈市で開催いたします。訓練内容及び訓練場所につきましては後ほどご説明いたします。

下の図をご覧ください。

訓練全体の概要スケジュールとなります。11月18日訓練初日は、8時30分の地震発生から順次記載のとおり訓練が行われます。11月19日訓練2日目は、8時30分から12時までの予定で訓練が行われ、12時30分から13時までの予定で訓練終了式を行います。

次のページをご覧ください。

訓練の主体は、総務省消防庁及び緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会となります。

次に、訓練運営体制ですが、先ほど申しました推進協議会の下部組織として岩手県実行委員会がありますが、その委員長を当消防本部消防長が務めております。

次に、訓練想定です。訓練想定は、令和5年11月18日土曜日8時30分、岩手県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、宮古市周辺では建物倒壊、津波浸水など広範囲で甚大な被害が発生したとの想定で、訓練想定を事前に明かさないうブラインド型の訓練を実施いたします。

訓練の参加予定隊といたしましては、消防部隊として緊急消防援助隊及び岩手県消防総合応援隊を合わせまして約200隊、700名の参加を予定しております。そのほか訓練参加予定機関といたしましては記載のとおりであります。自衛隊、岩手県警、海上保安庁などと現在調整を図っているところです。そのほか消防団にも協力依頼をすることとしております。

次のページをご覧ください。

訓練項目となります。11月18日訓練初日は上段に記載の訓練を随時行います。下の図で説明いたしますと、8時30分の地震発生の想定から水色の部分、岩手県庁で調整本部設置運営訓練、宮古の消防本部で指揮本部設置運営訓練が行われます。

次に、緊急消防援助隊の参集に伴いましてオレンジ色の部分、緊急消防援助隊の参集訓練が、北は田野畑村臨時防災ヘリポート、西は道の駅やまびこ館、南は大槌消防署などで行われます。

次に、黄色い部分の部隊による訓練ですけれども、左側から説明いたしますと、小本港周辺で津波浸水孤立者救出訓練、新里の湯ったり館周辺で中山間地土砂災害対応訓練、右側に移りまして田老の三王団地で遠距離送水や防災ヘリ、自衛隊ヘリ等によります空中消火等の火災対応訓練、田老野球場周辺及び下にありますが山田町の船越公園で津波複合災害対応訓練、山田消防署では訓練塔を使用しまして都市型災害対応訓練がそれぞれ行われます。各訓練終了後、活動隊が緑色の部分になりますがグリーンピア三陸みやこに集結し、屋内多目的アリーナ及び体育館で宿泊及び給食などの後方支援活動訓練を

実施いたします。

次のページをご覧ください。

11月19日、訓練2日目の訓練内容でございます。上段に掲げてあります訓練を順次行います。下の図で説明いたしますと、8時30分から12時までの予定で、メイン会場となります藤原埠頭で水色の各本部運営訓練、上段の道路啓開障害物除去訓練が行われます。そのほかといたしましては、久慈市の国家石油備蓄基地で緊急消防援助隊の特殊車両を使用して、石油コンビナート火災対応訓練を実施いたします。

次のページをご覧ください。

来賓者等のスケジュールとなります。11月18日訓練初日は、17時30分から18時までの予定で田老野球場周辺の津波複合災害対応訓練の訓練巡視、その後、グリーンピア三陸みやこに移動し、18時30分から19時まで後方支援活動訓練の激励巡視を予定しております。参加者は総務省消防庁長官、岩手県知事、組合管理者を予定しております。

次に、11月19日、訓練2日目は8時30分から12時までの予定で、メイン会場の藤原埠頭にて訓練項目に記載の訓練を順次行います。訓練終了後、12時30分から13時までの予定で訓練終了式を行います。

参加者は、主催側といたしまして総務省消防庁長官、岩手県知事、組合管理者、副管理者、参与。来賓側といたしまして県選出の国会議員、県議会議員、県内市町村長、組合議員などの皆様に参加案内をする予定としております。

以降は前年度以前に行われた訓練の状況となりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

○議長（木村 誠君） 田中議員。

○2番（田中 尚君） 当日の訓練の様子を説明いただきました。特に私が気になったのは、今回の大震災の想定される中身は、当初の数字と違いまして、いわゆる大きな津波が襲来するというものと理解をしております。そういうときに、言わばその訓練が、例えば宮古の場合ですと宮古港フェリーターミナル、あの建物自体は残るかもしれませんが、非常にある意味、海の側を主会場に訓練するというのは、私はどういう発想をしているのかなと思って聞いているのですよ。

つまり、次に予想される大災害、大震災の警報が出たときに、それとは関係なく、いずれ国のおいでの方々も含めてセレモニー的にやるのだというのであれば、それもありませんかと思うのですが、そういった部分からしちゃうと、やっぱりグリーンピアは初めから大震災のときにも大きな給油基地として役割も果たしましたし、似たような意味では、私の記憶ではやっぱり遠野市さんが大変な苦勞なさって支援をいただいたと。そういうことを考えますと、主会場であります宮古市、それから田老におけます野球場、いずれも水の被害が予想される場所ですよね。そこはどういうふうに考えたらいいかという疑問がありますので、ご説明いただきます。初めから被害を受けるところで、こういう訓練はしませんよ、セレモニーですよということなのかどうか、確認です。

○議長（木村 誠君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 今回の訓練につきましては、地震が発生して、その後に大きな津波が来たという想定です。津波による被害が沿岸で発生して多大な被害があるという、本当に実際に近い想定での訓練になりますので、海沿いでの会場を主とした訓練となっております。

○議長（木村 誠君） 田中議員。

○2番（田中 尚君） だから、それはおかしいというのが私の指摘なのです。現実問題として、被害が予想される場所で訓練をする。簡単な発想しますと、だからそこで訓練するのだというふうにも取れるのですが、やっぱり津波対応で一番いいのは逃げることなのです。浸水の恐れのない場所に逃げる、これが一番ですよ。それなのに、あえて津波が来る場所で訓練するのだというのは、私は今の消防長さんのお答えに、はい、分かりましたというふうにはちょっといかない部分があります。

やっぱり何かあったときに、ここに逃げるのですよというのを体に染み込ませる、そのやっぱりスタートだというふうに捉えなきゃならないと思うのです。そうしたときに宮古でいえば鉾ヶ崎も含めて、あるいは田老の浸水地も含めて、これまで我々が体験したことがないような規模の津波を想定しているわけですから、あえてそれなのに津波が来る場所で訓練するというのは、これはなかなかすごい発想だなと思って。確認するために聞いていましたので、ちょっとそこはどうなのかというふうに思います。

○議長（木村 誠君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 確かに、被害が想定される場所での訓練なので、おかしいという考え方もありますでしょうが、今回は当然津波の到達時間などは調べながらやりません。第一に自分の身を守るために一回避難し、落ち着いてから津波が来て、引いて、そこで被害が発生している状況になります。当然助けを求めている人もたくさんいるという想定ですので、それからの活動という解釈でお願いしたいと思います。

○議長（木村 誠君） 田中議員。

○2番（田中 尚君） 東日本大震災では、大槌町の役場職員の方が役場庁舎の前で、いわゆる対策会議を色々始めて大きな被害に遭ったと聞いておりますし、それまでの避難施設に逃げて、最終的には命を亡くしたというのがあります。そういう経験は大震災に遭ったときに、私はこの会場の設定に対してちょっとよく分からないのです。私はそういうふうに思いますんで。消防長さんの今のお答え、それ以上のものはないと思いますので、私はあえて疑問を呈します。

○議長（木村 誠君） そのほか何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎その他

○議長（木村 誠君） 次に、その他でございますけれども、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長（木村 誠君） ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦勞さまでした。

午後 4時31分閉会
